

一般社団法人日本分析機器工業会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月6日

一般社団法人日本分析機器工業会

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・調査期間：令和4年11月8日～11月28日
- ・調査企業：一般社団法人日本分析機器工業会会員企業97社
- ・回答企業：21社（前年度24社）
- ・回答率：21.6%（前年度27.9%）

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

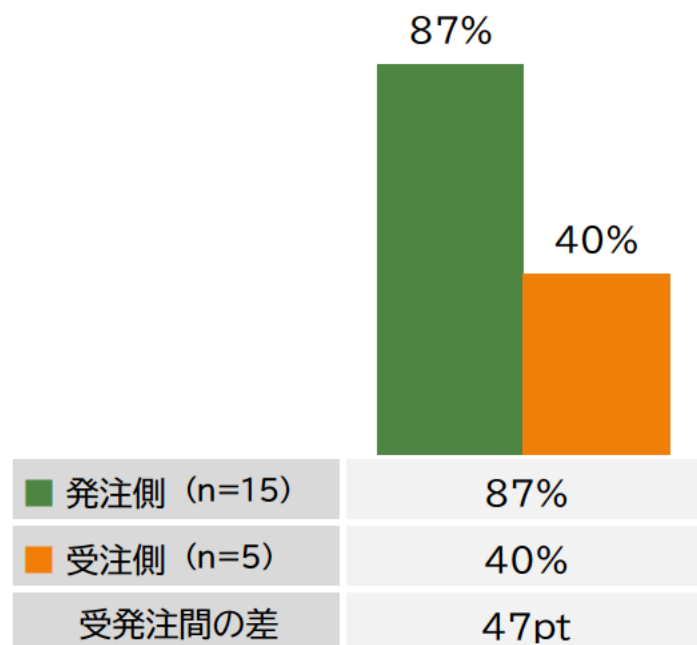
- ✓ 「原材料価格の反映状況」は発注側は横ばい、受注側は大幅に改善。
- ✓ 「エネルギー価格の反映状況」は**発注側は改善**、受注側は大幅に改善。
- ✓ 「2022年度単価決定・改定にあたっての取引先との十分な協議」は**発注側は9割半ば**が、受注側は全ての**企業が「実施した／応じてくれた」と回答**。
- ✓ 「不合理な原価低減要請を行わないこと」は**発注側の全ての企業が「徹底した」と認識**。
- ✓ 「下請代金の現金払い化」については、**発注側・受注側ともに大幅に改善**。
- ✓ 「手形支払いサイトが【60日以内】である割合」は、**発注側は改善**、受注側は大幅に改善。
- ✓ 「知的財産に関する適正取引実現のための取組」は**実施と回答**。
- ✓ 「発注側の働き方改革に関する対応により受注側にしわ寄せが生じないための配慮」について、**発注側が「徹底した」と認識しているのは8割半ば**。
- ✓ 「型取引の課題の改善」について、「**概ね改善した**」は**発注側の7割以上**。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①価格の決定方法（1 / 3）

- 販売先に収める主な製品・サービスの原価・コストの内訳は、「原材料価格（6割強）」が最も多くを占め、労務費が2割強、エネルギー価格が1割に満たない、となっている。
- 単価の決定・改定における変動コストの反映状況は、受注側で87%が反映。

◆ 単価の決定・改定における変動コストの反映状況（コスト全般、「概ね反映した／された」割合を集計）



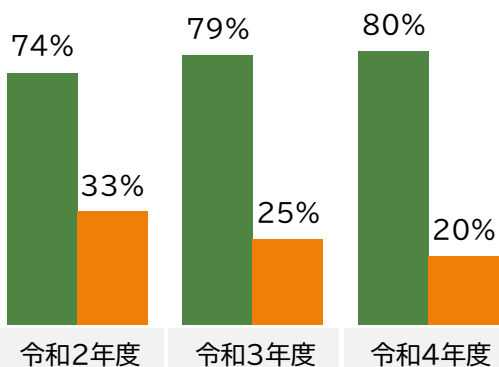
※変動コスト全般の「単価の決定・改定の反映状況」を問う設問に対して、「概ね反映した／された」「一部反映した／された」「あまり反映しなかった／されなかった」「反映しなかった／されなかった」の選択肢を設置。

重点課題に対する取組①価格の決定方法（2 / 3）

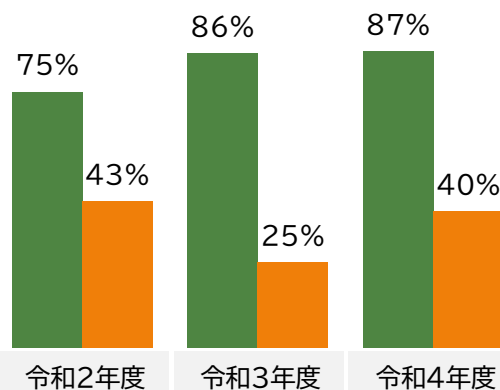
- 労務費の反映状況は、発注側は横ばい、受注側はわずかに悪化している。
- 原材料価格の反映状況は、発注側は横ばい、受注側は大幅に改善している。
- **エネルギー価格の反映状況は、発注側は改善、受注側は大幅に改善している。**

◆ 単価の決定・改定における変動コストの反映状況（項目別、「概ね反映した／された」割合を集計）

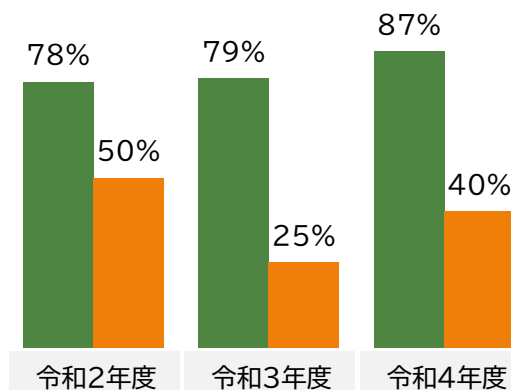
-労務費



-原材料価格



-エネルギー価格



■ 発注側	74%	79%	80%	■ 発注側	75%	86%	87%	■ 発注側	78%	79%	87%
■ 受注側	33%	25%	20%	■ 受注側	43%	25%	40%	■ 受注側	50%	25%	40%
受発注間の差	41pt	54pt	60pt	受発注間の差	32pt	61pt	47pt	受発注間の差	28pt	54pt	47pt

※各項目について「単価の決定・改定の反映状況」を問う設問に対して、「概ね反映した／された」「一部反映した／された」「あまり反映しなかった／されなかった」「反映しなかった／されなかった」の選択肢を設置。

重点課題に対する取組①価格の決定方法（3 / 3）

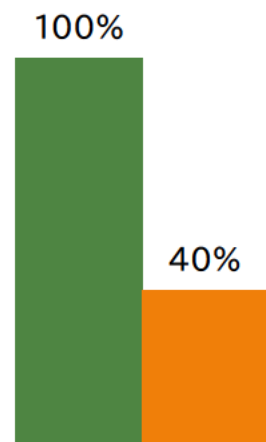
- 2022年度単価決定・改定にあたっての取引先との十分な協議は、発注側は9割半ばが、受注側は全ての企業が「実施した／応じてくれた」との結果。
- コスト上昇分の取引価格転嫁のための販売先との協議については、5割が協議を実施できている。

◆2022年度単価決定・改定にあたっての取引先との協議の実施状況
（「実施した」、「応じてくれた」割合を集計）



■ 発注側 (n=18)	94%
■ 受注側 (n=6)	100%
受発注間の差	-6pt

◆2022年度単価決定・改定にあたっての労務費の変動状況についての考慮
（「考慮した／されている」割合を集計）

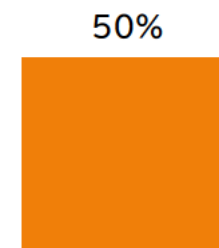


■ 発注側 (n=15)	100%
■ 受注側 (n=5)	40%
受発注間の差	60pt

※発注側：十分な協議を「実施した」と回答した割合
受注側：協議に「応じてくれた」と回答した割合を集計

◆コスト上昇分の取引価格転嫁のために、直近1年間で販売先に協議の申し入れを行ったか
（「販売先に協議を申し入れ、協議を行うことができた」割合を集計）

※受注側のみに質問



■ 受注側 (n=6)	50%
-------------	-----

※発注側：変動状況を「考慮した」と回答した割合
受注側：変動状況が「考慮されている」と回答した割合を集計

重点課題に対する取組②原価低減要請等

- 不合理な原価低減要請を行わないことについては、発注側の全ての企業が「徹底した」と認識。
- 受注側が不合理な原価低減要請を受けた経験は、全ての企業が「受けたことはない」と回答。

◆直近1年間における不合理な原価低減要請を行わないことの徹底状況
 (「徹底した」割合を集計) ※発注側のみに質問

調査結果のまとめ (、協賛金等)

100%



■ 発注側 (n=14)

100%

◆直近1年間における不合理な原価低減要請を受けた経験 (「受けたことはない」割合を集計)
 ※受注側のみに質問

100%



■ 受注側 (n=7)

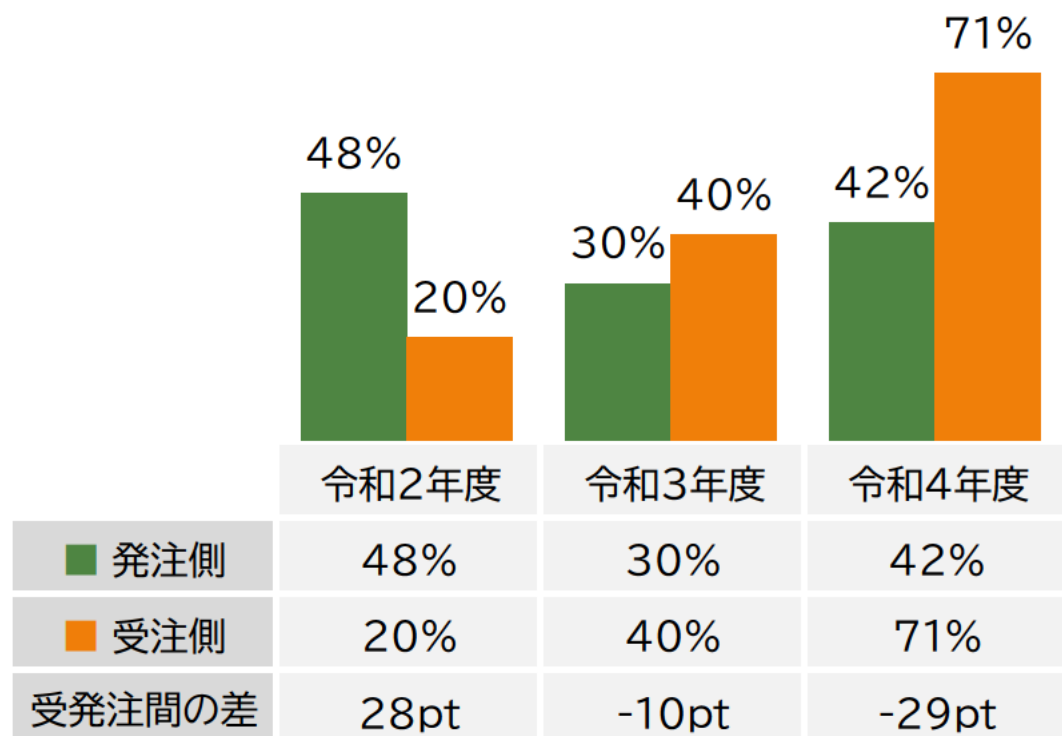
100%

※直近1年間において「不合理な原価低減要請を行わないことを徹底できたか」という設問に対して、「徹底した」「徹底していない」「原価低減要請は行っていない」の選択肢を設置。「原価低減要請は行っていない」を除いて再集計している。

重点課題に対する取組③支払い条件（1 / 3）

- 下請代金の現金払い化については、発注側・受注側ともに大幅に改善。

◆ 下請代金の支払い条件（「全て現金払い」の割合を集計）



◆ 下請代金の支払い条件

-発注側

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全て現金払い	48%	30%	42%
10%未満	11%	13%	5%
10~30%未満	7%	13%	11%
30~50%未満	4%	17%	5%
50%以上	26%	26%	11%
全て手形等の支払い	4%	0%	26%

-受注側

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
全て現金払い	20%	40%	71%
10%未満	10%	0%	0%
10~30%未満	30%	40%	0%
30~50%未満	10%	0%	0%
50%以上	30%	0%	14%
全て手形等の支払い	0%	20%	14%

重点課題に対する取組③支払い条件（2 / 3）

- 手形支払いサイトが【60日以内】である割合は、**発注側は改善**、受注側は大幅に改善。
- 60日を超えるサイトの手形等を利用している発注先の「**2024年までに60日以内に変更予定**」は4割。

◆ 下請代金の手形支払いのサイト（【60日以内】の割合を集計）

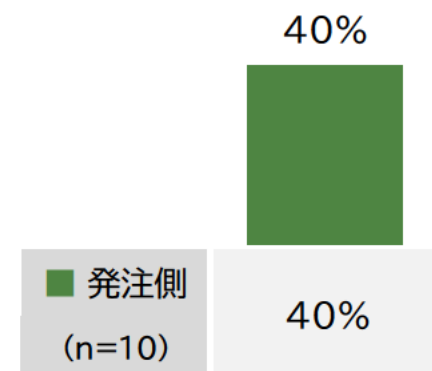
-発注側

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
30日(1ヶ月)以内	0%	0%	0%
60日(2ヶ月)以内	0%	0%	9%
90日(3ヶ月)以内	33%	13%	18%
120日(4ヶ月)以内	67%	88%	64%
120日(4ヶ月)超	0%	0%	9%

-受注側

	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度
■ 発注側	0%	0%	9%	30日(1ヶ月)以内	0%	0%	0%
■ 受注側	0%	0%	50%	60日(2ヶ月)以内	0%	0%	50%
受発注間の差	0pt	0pt	-41pt	90日(3ヶ月)以内	20%	0%	0%
				120日(4ヶ月)以内	80%	100%	50%
				120日(4ヶ月)超	0%	0%	0%

◆ 支払いのサイトの変更予定（「2024年までに60日以内に変更予定」の割合を集計）



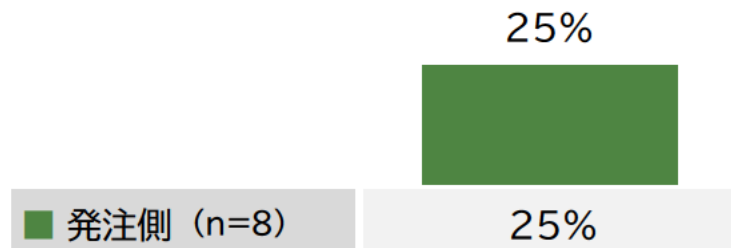
※60日を超えるサイトの手形等を利用している場合に「60日以内に変更する予定があるか」という設問に対して、「2024年までに60日以内に変更予定」「60日以内に変更する予定はない」「時期は未定だが、60日以内に変更予定」「60日を超えるサイトの手形等はない」の選択肢を設置。「60日を超えるサイトの手形等はない」を除いて再集計している。

重点課題に対する取組③支払い条件（3 / 3）

- 約束手形について、発注側が「2026年までに利用を廃止する予定」は2割半ば。
- 約束手形の利用廃止の予定がない理由は、「資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため」、「取引先が電子的決済手段に対応しないため」である。

◆約束手形の利用廃止の予定（「2026年までに利用を廃止する予定」の割合を集計）

※発注側のみに質問



※今後の下請代金の支払いについて「約束手形の利用の廃止を予定しているか」という設問に対して、「2026年までに利用を廃止する予定」「時期は未定だが、利用を廃止する予定」「利用の廃止に向けて検討中」「約束手形の利用の廃止予定はない」「現在、約束手形の利用はない」の選択肢を設置。「現在、約束手形の利用はない」を除いて再集計している。



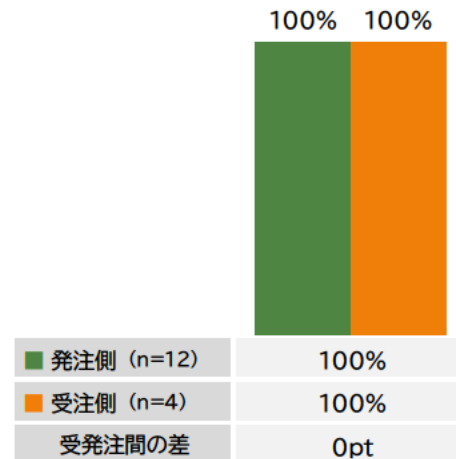
◆約束手形の利用廃止の予定がない理由 ※発注側のみに質問

n	資金繰りがつかないため	資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため	電子的決済手段を自ら使用することが難しいため	取引先が電子的決済手段に対応しないため	電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため	取引先から約束手形で支払われるため	特に理由はない(これまでの慣習など)
2	0%	100%	0%	50%	0%	0%	0%

知的財産等への対応

- 知的財産に関する適正取引実現のための取組は、**実施と全社回答**。
- 受注側が知的財産等の取引において受けた行為は、全ての企業が「特になし」。

◆ 知的財産に関する適正取引実現のための取組状況（「実施した／実施中」の割合を集計）



※知的財産に関する適正取引実現のための取組について「実施しているか／管理保護を図っているか」設問に対して、発注側：「実施した」「実施していない」「該当する取引がなかった」、受注側：「実施中」「実施予定」「未実施」「所有する知的財産権等はない」の選択肢を設置。「該当する取引がなかった」及び「所有する知的財産権等はない」を除いて再集計している。

◆ 直近1年間で、知的財産等の取引において受けた行為

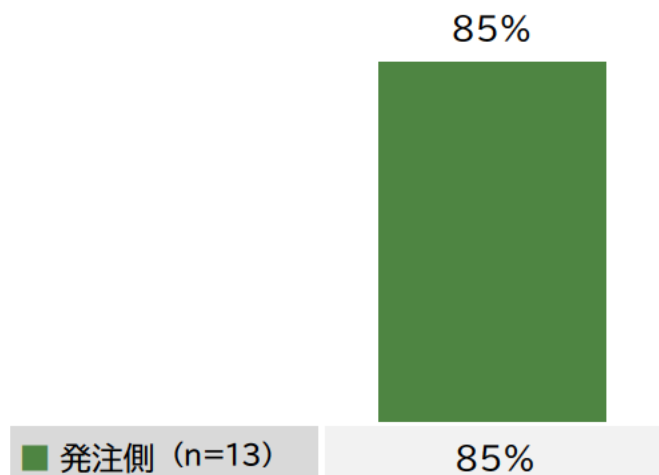
※受注側のみに質問

n	特になし	知的財産の無断使用	知的財産の対価の否定	販売先に一方的に有利な内容の契約	不当な知財の帰属	知的財産の流出	知的財産の提供の強制	左記以外の行為
4	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

働き方改革への対応（1/2）

- 発注側の働き方改革に関する対応により受注側にしわ寄せが生じないための配慮について、発注側が「徹底した」と認識しているのは8割半ば。
- 受注側に生じた影響は、発注側・受注側ともに「特に影響はない」が大半。

◆ 発注側の働き方改革に関する対応により、受注側にしわ寄せが生じないよう徹底したか（「徹底した」の割合を集計） ※発注側のみに質問

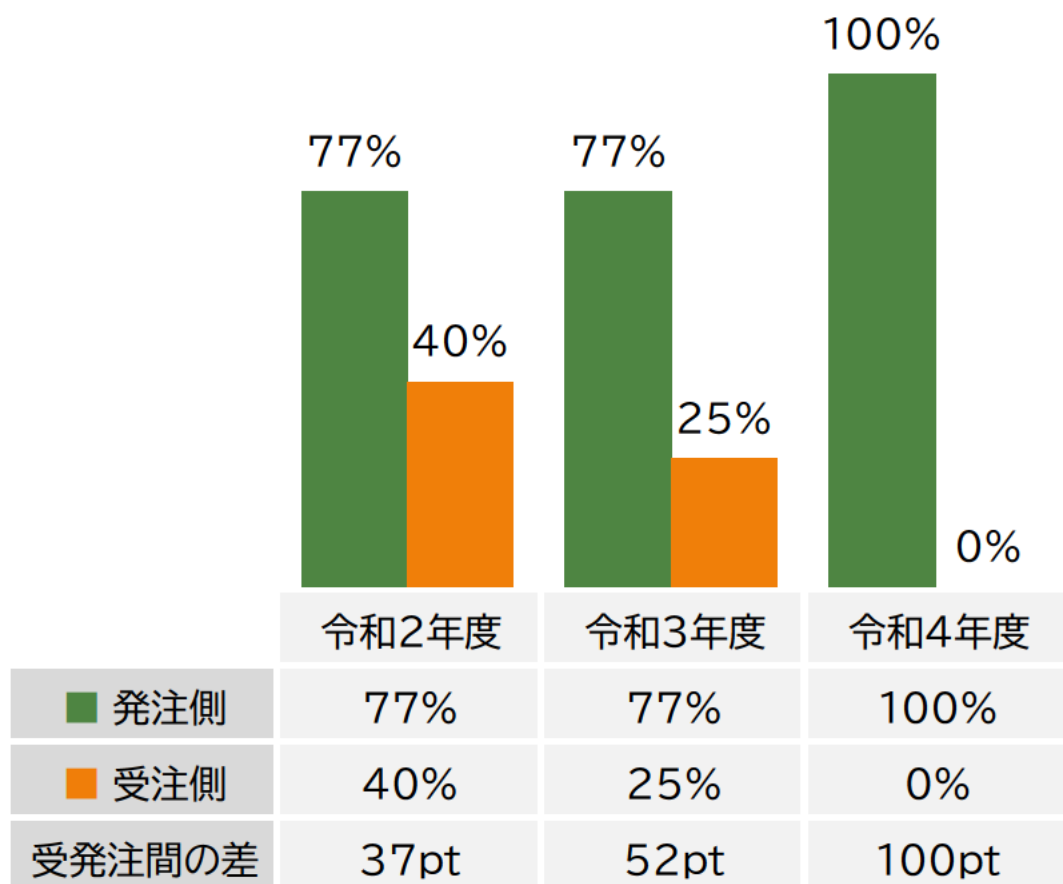


※発注側の働き方改革に関する対応により「受注側にしわ寄せが生じないよう徹底したか」という設問に対して、「徹底した」「徹底していない」「該当する取引はなかった」の選択肢を設置。「該当する取引はなかった」を除いて再集計している。

働き方改革への対応（2/2）

- 働き方改革の影響による発注側のコスト負担について、「発注先が概ね負担した」割合は**発注側は大幅に改善**、受注側は大幅に悪化。

◆ 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況（「発注先が概ね負担した」割合を集計）



◆ 働き方改革の影響による発注側のコスト負担の状況

-発注側

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
概ね負担した(81~100%)	77%	77%	100%
一部負担した(41~80%)	0%	23%	0%
あまり負担しなかった(1~40%)	23%	0%	0%
負担しなかった(0%)	-	-	0%

-受注側

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
概ね負担した(81~100%)	40%	25%	0%
一部負担した(41~80%)	20%	25%	50%
あまり負担しなかった(1~40%)	40%	50%	0%
負担しなかった(0%)	-	-	50%

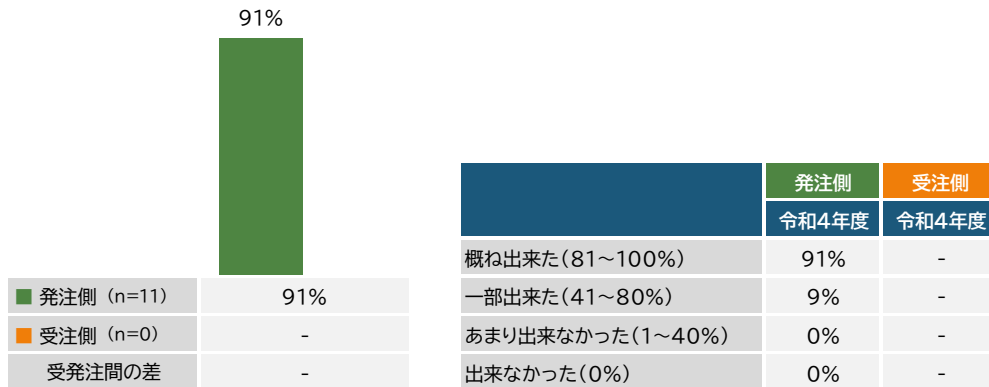
※直近1年で発注側が行う働き方改革に関する対応等が発生した場合に「適正なコストを発注側が負担したか」という設問に対して、「概ね負担した(81~100%)」「一部負担した(41~80%)」「あまり負担しなかった(1~40%)」「負担しなかった(0%)」「該当なし」の選択肢を設置。「該当なし」を除いて再集計している。

型取引の適正化（1 / 2）

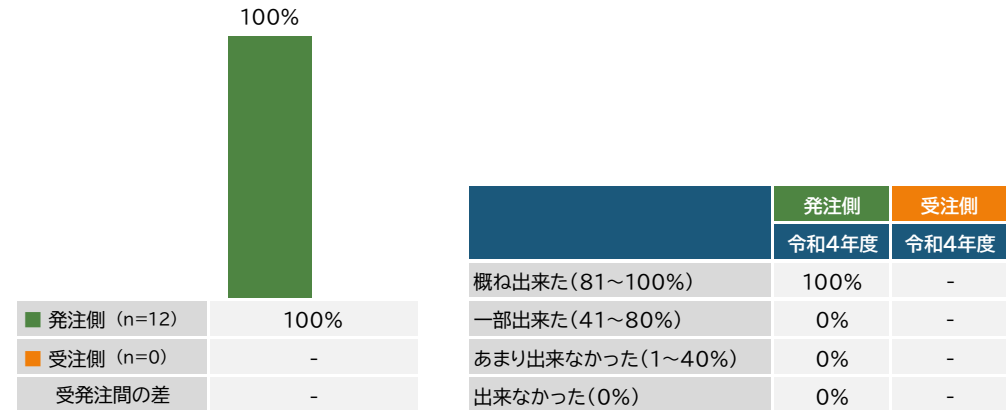
- 書面による取引条件の明確化は、発注側のみ回答しており、**9割強**となっている。
- 型代金又は型製作費の早期の支払いは、発注側のみ回答しており、**10割**となっている。
- 量産終了後の型の保管費用の支払いは、発注側のみ回答しており、**9割弱**となっている。
- 不要な型の破棄費用の支払いは、発注側のみ回答しており、**10割**となっている。

◆ 書面による取引条件の明確化

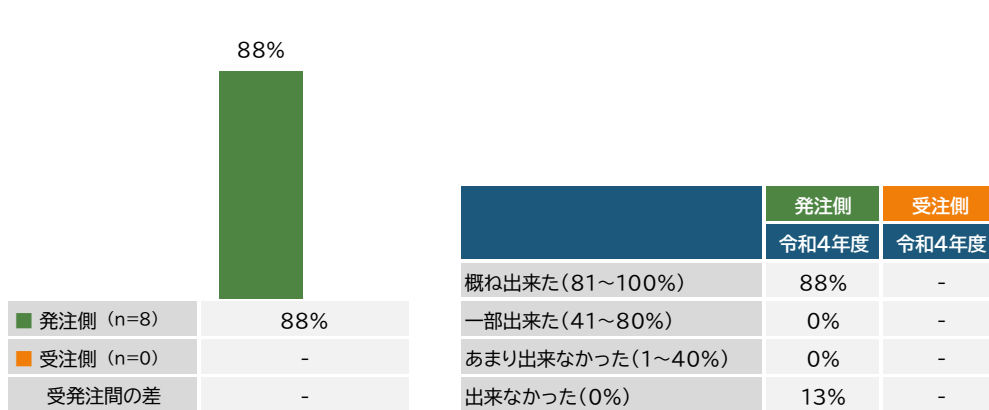
※グラフは、いずれも「概ね出来た」割合を集計



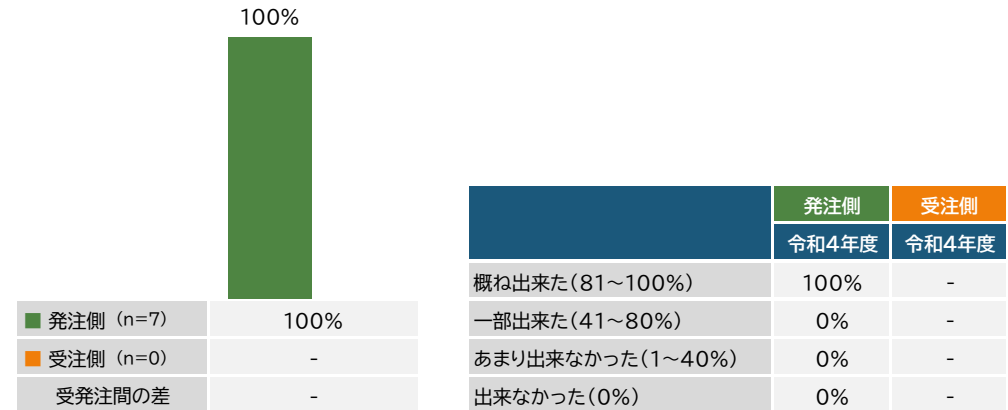
◆ 型代金又は型製作費の早期の支払い



◆ 量産終了後の型の保管費用の支払い



◆ 不要な型の破棄費用の支払い

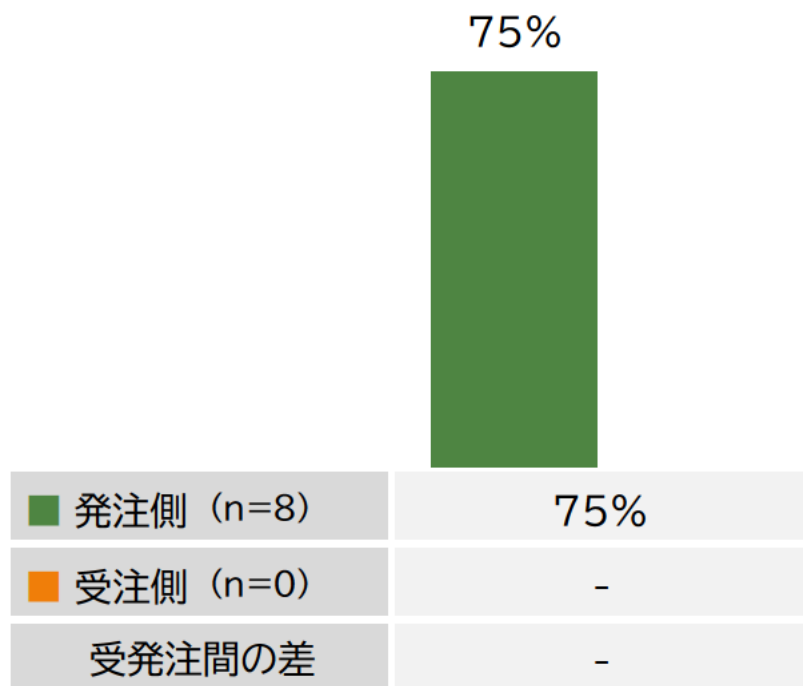


※各項目について「概ね出来た（81～100%）」「一部出来た（41～80%）」「あまり出来なかった（1～40%）」「出来なかった（0%）」「該当なし」の選択肢を設置。「該当なし」を除いて再集計している。

型取引の適正化（2 / 2）

- 型取引の課題の改善について、「概ね改善した」は発注側のみ回答しており、7割半ばとなっている。

◆直近1年間における型取引の課題の改善状況 （「概ね改善した」割合を集計）



◆直近1年間における型取引の課題の改善状況

	発注側	受注側
	令和4年度	令和4年度
概ね改善した(81~100%)	75%	-
一部改善した(41~80%)	25%	-
あまり改善していない(1~40%)	0%	-
改善していない(0%)	0%	-

※直近1年間で型管理の課題が改善されたかについて「概ね改善した」「一部改善した」「あまり改善していない」「改善していない」「型管理の課題はない」の選択肢を設置。「型取引の課題はない」を除いて再集計している。

4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【今後の取組】

- ・下請取引月間に合わせて、工業会会長名文書にて会員に周知
- ・必要に応じ、工業会機関誌その他による周知

5. これまでの取組（普及活動等）

- ・自主行動計画の作成・工業会HPにて公開
（2020年1月公表、2021年10月・2022年11月改定）
- ・調達小委員会の設置（2020年11月）
自主行動計画改定の検討、フォローアップ調査結果意見交換、調達問題情報共有等
- ・工業会HPで「協力企業との適正取引の推進ページ」作成
- ・工業会会報誌JAIMA Season への自主行動計画改定紹介記事掲載（全10ページ）



- ・中小企業庁適正取引関連取組動向についての会員周知（随時）

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・自主行動計画フォローアップ調査実施
- ・自主行動計画フォローアップ、課題共有、適正取引の推進のため、調達小委員会を年1～2回程度開催予定。
- ・Webサイトにより会員への「協力企業との適正取引の推進」を周知
- ・会員向けメールにより下請け取引適正化に関わる政策情報の提供